

定例庁議次第

令和5年8月29日
役場2階大会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 審議事項

- (1) 職員の業務用パソコンの議会への持ち込みについて

(総務課 小林課長)【資料番号1】

4. 報告事項

- (1) 非公開

- (2) 生成 AI の活用について (企画財政課 米沢課長)【資料番号3】

- (3) デジタルポイント事業拡大プロセスにおける参加意向調査について

(介護福祉課 永井課長)【資料番号4】

- (4) 渋川市聴覚障害者福祉協会吉岡支部との懇談会における要望事項について

(介護福祉課 永井課長)【資料番号5】

5. 議案事項

- (1) 吉岡町教育委員会委員の任命について (総務課 小林課長)【資料番号6】

6. その他

7. 閉会

8月29日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【1. 審議事項】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【件 名】

職員の業務用パソコンの議会への持ち込みについて

【目 的】

職員の業務用パソコンの議会への持ち込みについて審議をお願いするものです。

【概 要】

1. 趣旨

令和5年第2回定例会から、議会におけるペーパーレス化の一環としてデータでの議案書の提出、議場内でのタブレット端末の使用が開始となり、円滑な議会運営に向けて執行側についても、これに対応していく必要がある。また、令和5年8月8日開催の庁議において、庁内会議のペーパーレス化の方向性が決定していること、LGWAN 回線が無線化されたことから、職員の業務用パソコンの議会への持ち込みを推進するものである。

2. 開始時期

令和5年第3回定例会から

3. 対象とする議会会議

本会議、各種委員会

4. 使用に当たっての禁止事項

吉岡町議会タブレット端末の使用に関する規程第7条の規定に準拠
(会議中の禁止事項)

第7条 会議中の貸与タブレットの使用に当たっては、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 音声又は操作音を発する等、会議の運営上支障となる行為をすること。
- (2) 議長又は委員長の許可を得ずに会議を撮影し、及び録音すること。
- (3) 審議中又は審査中の情報を外部に発信すること。
- (4) SNS及びメールを使用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の目的以外に使用すること。

【備 考】

令和5年8月25日開催の議会運営委員会において事前説明済

8月29日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【1. 審議事項】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 企画財政課長 米沢 弘幸

【件 名】

生成 AI の活用について

【目 的】

生成 AI の活用について審議をお願いするものです。

【概 要】

1. 趣 旨

生成 AI のひとつ「chatGPT」を Logo チャット上で使用できる。導入は有償になるが、無料で1か月間のトライアル使用ができる。トライアル使用で試験運用をしつつ、導入の必要性や今後の活用方法を検討したい。

生成 AI は、業務の効率化や新しいアイデアの創出に資することが期待できる。一方で入力するデータの内容や生成された文書等の利用方法によっては、法令に違反したり、他者の権利を侵害したりする恐れがある。

そこでトライアル使用に向けて、生成 AI の業務利用に関する暫定のルールを下記のとおり作成した。このルールに基づき「chatGPT」を Logo チャット上で試験運用することに関して審議をいただきたい。

『生成 AI の業務利用に関するルール（暫定）』

1. 個人情報や非公開情報など機密性の高い情報を入力しないこと

入力データを学習に利用するサービスなどは、入力した内容が外部に公開される可能性を否定できないため。

2. 出力内容について根拠や裏付けを確認すること

インターネット上の情報の正誤を判断して生成するプログラムとなっておらず、生成物の正確性は保証されないため。

3. 得られた情報を対外的な資料や回答にはそのまま利用しないこと

2. に同じ。

4. 著作権、商標権侵害に注意すること

生成物が、既存の著作物と同一・類似している場合は、著作権や商標権侵害に該当する場合があるため。

5. サービス利用規約を適宜確認すること

サービス利用規約が短期間で変更になる場合があるため。

2. 対象業務

議事録要約、文章作成の補助など

3. 期待する効果

(1) 業務効率の向上

文書作成や文章内誤字脱字の確認、企画案のブラッシュアップ等に資することが見込まれ、業務時間の削減が期待できる。

(2) 職員のリテラシーの向上

生成 AI の利用方法のコツや、生成された文書の扱い方に慣れることで、職員の生成 AI に対するリテラシー向上が期待できる。

【備考】

試験運用で業務の効率化に資することが確認できれば、導入に向けて準備をしたい。

8月29日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【2. 報告事項】
- 公 開【1. 公開】
- 概要説明【1. 要】

付議者 介護福祉課長 永井 勇一郎

【件 名】

デジタルポイント事業拡大プロセスにおける参加意向調査の実施について

【目 的】

今年度から導入したデジタルポイントシステムにより、「吉岡町ボランティアポイント」事業がスタートしました。今後は、キャッシュレス決済（スマートフォンを利用したQRコード決済等）による事業の魅力向上や地域経済の活性化、ポイント事業の統合による事業拡大を目指していきたいと考えています。

については、来年度以降の事業拡大に向けて各課局の参加意向調査を実施します。

調査に合わせて、下記のとおりデジタルポイントシステムの操作説明会を実施しますので、ご参加をお待ちしております。

記

デジタルポイントシステム操作説明会の日時と申し込み方法について

- 令和5年9月25日（月）1回目：AM11時～正午
2回目：PM1時30分～2時30分
3回目：PM3時～4時

※説明の所要時間は1時間程度です。

会場：吉岡町老人福祉センター（現在、社会福祉協議会で運用しているボランティアポイントの本部システムをご覧ください）

操作説明を受けたい職員は、**9月8日（金）までに**介護福祉課福祉室（野島）まで、参加したい時間をご連絡ください。（内線183）

8月29日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【2. 報告事項】
- 公 開【1. 公開】
- 概要説明【1. 要】

付議者 介護福祉課長 永井 勇一郎

【件 名】

渋川市聴覚障害者福祉協会吉岡支部との懇談会における要望事項について

【内 容】

令和5年8月21日（月）、渋川市聴覚障害者福祉協会吉岡支部との懇談会が行われ、聴覚障害者に対する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（※）」及び「合理的配慮」の観点から、町に対して様々な要望が出されました。

<<<障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（※）>>>

令和4年5月25日に公布・施行された法律で、障害者による情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通を実現するための施策を総合的に推進することを目的としています。

基本理念の中で、住んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにすること、障害者が健常者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすることなどが定められています。

介護福祉課所管業務以外の要望事項（一部抜粋）

- 1 窓口業務を行う役場職員に対する“あいさつ”程度の手話講習を開催してほしい（総務課）
- 2 町内3校で手話教室を実施してほしい（教育委員会事務局）
- 3 町の大きなイベントや講演会等にはなるべく手話通訳を入れてほしい（全庁）

内容の詳細については、後日、福祉室から担当部署への説明と協議に改めて伺う予定ですので、その際にご協力をよろしくお願いいたします。

8月29日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議会提出案件（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【件 名】

吉岡町教育委員会委員の任命について

【目 的】

吉岡町教育委員会委員1名が令和5年9月30日をもって任期満了となることに伴い、新たな委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるもの。

【概 要】

1. 候補者

※ 個人情報につき非公開

2. 任期

令和5年10月1日から令和9年9月30日までの4年

【上程予定】

令和5年第3回定例会